広島県訓令第六号

本庁
地方機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

広島県知事　湯崎英彦

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

第一条　職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の場合） （略） 備考　（略） **別表第二**（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（定年前再任用短時間勤務職員の場合） （略） 備考　この表は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員に適用する。	**別表第一**（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員以外の職員の場合） （略） 備考　（略） **別表第二**（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員の場合） （略） 備考　この表は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項，第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員に適用する。

第二条　職員の旅費の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「，」を「、」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月一日から施行する。

（経過措置）

２　第一条の規定による改正後の職員の旅費の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、前項本文に規定する日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

３　改正後の規程別表第一及び別表第二の規定については、令和十四年三月三十一日まで

の間、改正後の規程別表第一及び別表第二中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とし、改正後の規程別表第二の備考中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員」とあるのは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項，附則第５条第１項若しくは第３項，附則第６条第１項若しくは第２項若しくは附則第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員」と読み替えるものとする。